

随意契約の内容を公表します

町では、富士川町建設工事等に係る入札及び契約の結果等の公表要領に基づき、契約手続きの透明性を図る取り組みとして、次のとおり対象となる随意契約について公表します。

【対象となる随意契約】

- 契約金額が 130 万円を超える工事及び製造の請負
- 契約金額が 80 万円を超える財産の買入れ
- 契約金額が 40 万円を超える物件の借り入れ
- 契約金額が 50 万円を超える業務委託及び修繕等
- 契約金額が 30 万円を超える財産の売払い及び貸付

【公表の時期】

- 4月から9月までの間に締結された契約：10月下旬頃
- 10月から3月までの間に締結された契約：4月下旬頃

【公表の期間】

公表後 1 年間

※上記以外の契約は、発注担当課で閲覧することができます。